

## 1. 高齢者虐待の防止に関する基本的考え方

- ①虐待は高齢者の尊厳の保持や、高齢者の人格の尊重に深刻な影響を及ぼす可能性が極めて高く、虐待の防止のために必要な措置を講じなければならない。
- ②本事業所では、利用者への虐待は、人権侵害であり、犯罪行為であると認識し、高齢者虐待防止法に基づき、高齢者虐待の禁止、予防及び早期発見を徹底し、全ての職員は本指針に従い、業務にあたることとする。
- ③利用者本人や養護者の虐待に対する自覚の有無にかかわらず、客観的に利用者の権利が侵害されていると確認できる場合には、虐待の疑いがあると考えて対応する。
- ④高齢者虐待に関する通報等の中には、利用者の生命に関わるような緊急的な事態もあると考えられ、そのような状況下での対応は一刻を争うことが予想される。入院や措置入所などの緊急保護措置が必要な場合には、養護者との信頼関係を築くことができないときでも利用者の安全確保を最優先とする。
- ⑤高齢者虐待の事例に対しては、担当者一人の判断で行うことを避け組織的な対応を行うことが必要である。相談や通報、届出を受けた職員は、早急に虐待対応の担当者やそれに相談し、相談等の内容、状況から緊急性を判断するとともに、利用者の安全や事実確認の方法、援助の方向などについて組織的に判断していく。特に、利用者の安全や事実確認のための調査では、担当者一人への過度の負担を避け、また客観性を確保するなどの視点から、複数の職員で対応することを原則とする。
- ⑥高齢者虐待の対応に関する会議や当事者とのやり取りはすべて記録に残し、適宜、組織的に対応状況を共有する。

## 2. 高齢者の虐待の定義

### 1) 高齢者虐待防止法

「高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律」（平成 17 年法律第 124 号。以下「高齢者虐待防止法」という。）は、平成 18 年（2006 年）4 月 1 日から施行されました。

この法律では、高齢者の権利利益の擁護に資することを目的に、高齢者虐待の防止とともに高齢者虐待の早期発見・早期対応の施策を、国及び地方公共団体の公的

責務のもとで促進することとしています。国民全般に高齢者虐待に係る通報義務等を課し、福祉・医療関係者に高齢者虐待の早期発見等への協力を求めるとともに、市町村における相談・通報体制の整備、事実確認や被虐待高齢者の保護に係る権限の付与、養護者への支援措置、養介護施設の業務又は養介護事業の適正な運営を確保するための関係法令に基づく市町村、都道府県の適切な権限行使等について定めるものです。

## 2) 高齢者虐待の捉え方

### (1) 高齢者虐待防止法による定義

高齢者虐待防止法では、「高齢者」を 65 歳以上の者と定義しています。ただし、65 歳未満の者であって養介護施設に入所し、その他養介護施設を利用し、又はその他養介護事業に係るサービスの提供を受ける障害者については、「高齢者」とみなして養介護施設従事者等による虐待に関する規定が適用されます。

表 1. 高齢者虐待の定義

区 分	内 容
身体的虐待	高齢者の身体に外傷が生じ、又は生じるおそれのある暴行を加えること。
心理的虐待	高齢者に対する著しい暴言又は著しく拒絶的な対応その他の高齢者に著しい心理的外傷を与える言動を行うこと。
介護・世話の放棄・放任 (ネグレクト)	高齢者を衰弱させるような著しい減食又は長時間の放置、養護者以外の同居人による虐待行為の放置など、養護を著しく怠ること。
経済的虐待	養護者又は高齢者の親族が当該高齢者の財産を不当に処分することその他当該高齢者から不当に財産上の利益を得ること。
性的虐待	高齢者にわいせつな行為をすること又は高齢者をしてわいせつな行為をさせること。

## (2) 高齢者虐待の一例

表 2. 身体的虐待の一例

区分	具体的な例
身体的虐待	<p>① 暴力的行為で、痛みを与えたり、身体にあざや外傷を与える行為。</p> <p><b>【具体的な例】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・平手打ちをする。つねる。殴る。蹴る。やけど、打撲をさせる。</li> <li>・刃物や器物で外傷を与える。 など</li> </ul> <p>② 本人に向けられた危険な行為や身体に何らかの影響を与える行為。</p> <p><b>【具体的な例】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・本人に向けて物を壊したり、投げつけたりする。</li> <li>・本人に向けて刃物を近づけたり、振り回したりする。(※) など</li> </ul> <p>③ 本人の利益にならない強制による行為によって痛みを与えたり、代替方法があるにもかかわらず高齢者を乱暴に取り扱う行為。</p> <p><b>【具体的な例】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・医学的判断に基づかない痛みを伴うようなりハビリを強要する。</li> <li>・移動させるときに無理に引きずる。無理やり食事を口に入れる。 など</li> </ul> <p>④ 外部との接触を意図的、継続的に遮断する行為。</p> <p><b>【具体的な例】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・身体を拘束し、自分で動くことを制限する（ベッドに縛り付ける。ベッドに柵を付ける。つなぎ服を着せる。意図的に薬を過剰に服用させて、動きを抑制する。など）。</li> <li>・外から鍵をかけて閉じ込める。中から鍵をかけて長時間家の中に入れない。 など</li> </ul>

表 3. 心理的虐待の一例

区分	具体的な例
心理的虐待	<p>○脅しや侮辱などの言語や威圧的な態度、無視、嫌がらせ等によって、精神的苦痛を与えること。</p> <p><b>【具体的な例】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・老化現象やそれに伴う言動などを嘲笑したり、それを人前で話すなどにより、高齢者に恥をかかせる（排泄の失敗、食べこぼしなど）。</li> <li>・怒鳴る、ののしる、悪口を言う。</li> <li>・侮蔑を込めて、子どものように扱う。</li> <li>・排泄交換や片づけをしやすという目的で、本人の尊厳を無視してトイレに行けるのにおむつをあてたり、食事の全介助をする。</li> <li>・台所や洗濯機を使わせないなど、生活に必要な道具の使用を制限する。</li> <li>・家族や親族、友人等との団らんから排除する。 など</li> </ul>

表 4. 介護・世話の放棄・放任の一例

区分	具体的な例
介護・世話の放棄・放任	<p>①意図的であるか、結果的であるかを問わず、介護や生活の世話を行っている者が、その提供を放棄又は放任し、高齢者の生活環境や、高齢者自身の身体・精神的状態を悪化させていること。</p> <p><b>【具体的な例】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・入浴しておらず異臭がする、髪や爪が伸び放題だったり、皮膚や衣服、寝具が汚れている。</li> <li>・水分や食事を十分に与えられていないことで、空腹状態が長時間にわたって続いたり、脱水症状や栄養失調の状態にある。</li> <li>・室内にごみを放置する、冷暖房を使わせないなど、劣悪な住環境の中で生活させる。 など</li> </ul> <p>② 専門的診断や治療、ケアが必要にもかかわらず、高齢者が必要とする医療・介護保険サービスなどを、周囲が納得できる理由なく制限したり使わせない、放置する。</p> <p><b>【具体的な例】</b></p>

	<ul style="list-style-type: none"> <li>・徘徊や病気の状態を放置する。</li> <li>・虐待対応従事者が、医療機関への受診や専門的ケアが必要と説明しているにもかかわらず、無視する。</li> <li>・本来は入院や治療が必要にもかかわらず、強引に病院や施設等から連れ帰る。など</li> </ul> <p>③ 同居人等による高齢者虐待と同様の行為を放置する。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・孫が高齢者に対して行う暴力や暴言行為を放置。など</li> </ul>
--	--

表 5. 経済的虐待一例

区分	具体的な例
経済的虐待	<p>○本人の合意なしに財産や金銭を使用し、本人の希望する金銭の使用を理由なく制限すること。</p> <p><b>【具体的な例】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・日常生活に必要な金銭を渡さない、使わせない。</li> <li>・本人の自宅等を本人に無断で売却する。</li> <li>・年金や預貯金を無断で使用する。</li> <li>・入院や受診、介護保険サービスなどに必要な費用を支払わない。 など</li> </ul>

表 6. 性的虐待一例

区分	具体的な例
性的虐待	<p>○本人との間で合意が形成されていない、あらゆる形態の性的な行為又はその強要。</p> <p><b>【具体的な例】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・排泄の失敗に対して懲罰的に下半身を裸にして放置する。</li> <li>・排泄や着替えの介助がしやすいという目的で、下半身を裸にしたり、下着のままで放置する。</li> <li>・人前で排泄行為をさせる、オムツ交換をする。</li> <li>・性器を写真に撮る、スケッチをする。</li> <li>・キス、性器への接触、セックスを強要する。</li> <li>・わいせつな映像や写真を見せる。</li> <li>・自慰行為を見せる。 など</li> </ul>

出典:社団法人 日本社会福祉士会・市町村・地域包括支援センター・都道府県のための養護者による高齢者虐待対応の手引き.中央法規出版,2011,207p.,p5-6.を元に作成

### 3. 高齢者虐待防止検討委員会その他事業所内の組織に関する事項

当事業所では、虐待及び虐待と疑われる事案（以下「虐待等」という。）の発生の防止等に取り組むにあたって「高齢者虐待防止検討委員会」を設置するとともに、虐待防止に関する措置を適切に実施するための担当者を定めることとする。

#### 1) 設置の目的

虐待等の発生の防止・早期発見に加え、虐待等が発生した場合は、その再発を確実に防止するための対策を検討するとともに、虐待防止に関する措置を適切に実施する。

#### 2) 高齢者虐待防止検討委員会の構成委員

- ・委員長は、沖田 ひろ美 が務め、委員会の運営と指導を担う。
- ・委員会の委員は以下のものとする。

理事長：谷口友基、施設長：中木哲也、主任介護支援専門員：沖田ひろ美

#### 3) 高齢者虐待防止検討委員会の開催

- ・委員会は、委員長の招集により年2回以上（1・7月）開催する。
- ・虐待事案発生時等、必要な際は、随時委員会を開催する。

#### 4) 高齢者虐待防止検討委員会の審議事項

- ① 虐待に対する基本理念、行動規範等及び職員への周知に関すること
- ② 虐待防止のための指針、マニュアル等の整備に関すること
- ③ 職員の人権意識を高めるための研修計画策定に関すること
- ④ 虐待予防、早期発見に向けた取組に関すること
- ⑤ 虐待が発生した場合の対応に関すること
- ⑥ 虐待の原因分析と再発防止策に関すること

#### 5) 高齢者虐待防止の担当者の選任

高齢者虐待防止の窓口および担当者は、以下のものとする。

- ・通所リハビリテーションうたき      施設長      中木   哲也
- ・居宅介護支援事業所うたき          管理者      沖田   ひろ美

#### 4. 高齢者虐待の防止のための職員研修に関する基本方針

職員に対する権利擁護及び高齢者虐待防止のための研修は、基礎的内容等の適切な知識を普及・啓発するものであるとともに、権利擁護及び虐待防止を徹底する内容とし、以下のとおり実施する。

- ①定期的な研修の実施 (年2回)
- ②新任職員への研修の実施
- ③その他必要な教育・研修の実施、虐待防止アンケートの実施など
- ④実施した研修についての実施内容（研修資料）及び出席者の記録と保管

#### 5. 虐待等が発生した場合の対応方法に関する基本方針

- ①虐待等が発生した場合は、速やかに市町に報告するとともに、その要因の速やかな除去に努める。
- ②客観的な事実確認の結果、虐待者が職員であった場合は、役職位等の如何を問わず、厳正に対処する。
- ③緊急性の高い事案の場合は、市町及び警察等の協力を仰ぎ、被虐待者の権利と生命の保全を最優先する。
- ④虐待が確認された場合、被虐待者の安全確保と心理的サポートを最優先に行う。必要に応じて追加の医療介護サービス等を提供する。
- ⑤虐待が養護者によって行われた場合、養護者もまた支援を必要としている可能性があることを認識し、適切な支援を検討する。これには、介護疲れ、経済的問題、医療的課題など、虐待の背景にある複数の要因を考慮する。

#### 6. 虐待等が発生した場合の相談・報告体制

- 1)利用者、利用者家族、職員等から虐待の通報を受けた場合  
相談窓口として定められた高齢者虐待防止担当者が、本指針に従って対応する。  
なお、虐待者が担当者の場合は、他の上席者等に相談する。
- 2)利用者の居宅において虐待等が発生した場合  
関係機関に報告し、速やかな解決につなげるよう努める。

### 3) 事業所内で虐待等が発生した場合

高齢者虐待防止担当者に報告し、速やかな解決につなげるよう努める。なお、事業所内における高齢者虐待は、外部から把握しにくいことが特徴であることを認識し、職員は日頃から虐待の早期発見に努めるとともに、高齢者虐待防止検討委員会及び担当者は職員に対し早期発見に努める。

### 4) 事業所内において虐待が疑われる事案が発生した場合

速やかに高齢者虐待防止委員会を開催し、事実関係を確認するとともに、必要に応じて関係機関に通報する。

## 7. 成年後見制度の利用支援

利用者及びその家族に対して、利用可能な権利擁護事業等の情報を提供し、必要に応じて、行政機関等の関係窓口、社会福祉協議会、身元引受人等と連携のうえ、成年後見制度の利用を支援する。

判断能力の不十分な高齢者の権利擁護のため、成年後見制度について利用者や家族に情報提供を行うとともに社会福祉協議会等の適切な相談窓口を案内する。

## 8. 虐待等に係る苦情解決方法

- ①虐待等の苦情相談については、苦情受付担当者は受付内容を管理者に報告する。
- ②苦情相談窓口で受け付けた内容は、個人情報取り扱いに留意し、相談者に不利益が生じないよう細心の注意を払って対処する。
- ③苦情の処理過程は透明性を持ち、利用者や相談者、更には職員に適宜情報を提供する。ただし、個人情報には十分配慮する。
- ④苦情に基づいて適切な解決策を検討し、必要に応じて実施する。これには、職員の再教育、業務プロセスの見直し、または他の適切な措置が含まれる。
- ⑤苦情の処理過程と結果は記録し、これを基に虐待防止のためのシステムやプロセスの改善を図る。

## 9. 利用者等に対する指針の閲覧

職員、利用者及びその家族をはじめ、外部の者に対しても、本指針をいつでも閲



覧できるように、事務室等に備え付ける。

#### 10. その他虐待防止の推進のために必要な事項

権利擁護及び高齢者虐待防止等のための内部研修のほか、外部研修にも積極的に参加し、利用者の権利擁護とサービスの質の向上を目指すよう努める。

#### 附則

この指針は、令和5年8月1日に作成し、令和5年8月16日より施行する。

この指針は、令和5年12月12日に改訂し、令和6年1月4日より施行する。

この指針は、令和6年11月8日に改訂し、令和6年11月14日より施行する。

## 【高齢者虐待防止・対応の4ステップ】

高齢者虐待の

気づき

- ・虐待か？否か？を判断する必要なし。
- ・おかしいな？いつもと違うな？など些細なことに気づくことが重要となる。
- ・“気づきチェックリスト”で確認を！

高齢者虐待の

つながぎ

- ・「もしかして虐待？」「心配だな・・・」と感じたら、施設内で情報共有！
- ・“気づきつながぎシート”を記入。
- ・“立場別フローチャート”にて対応検討。

高齢者虐待の

対応

- ・“高齢者虐待対応フローチャート”

高齢者虐待の

予防

- ・市町との連携。
- ・本人および家族のケア。
- ・サービスの変更提案。

## 気づき・つながりシート

報告日		受付方法	利用時・電話・来所・訪問
報告者		本人との	
連絡先		関係	

## 虐待を疑われる方の状況

氏名		生年月日	(歳)
住所			
連絡先	(携帯)	(固定電話)	
介護度	要支援	要介護	
疾患			
精神状態	認知症・うつ病・その他の精神疾患( )		
意思表示	なし・あり(逃げたい・怖い) サインあり( )		
訴え			

## 養護者の状況

氏名		生年月日	(歳)
関係性	(同居・別居)		
住所			
連絡先	(携帯)	(固定電話)	

## 現在の状況(気づいた点)

--